

令和 8 年度

阪神国際港湾株式会社
事業概要

港湾局

目 次

	頁
I 設立趣旨	1
II 概要	
1 社名	2
2 本社所在地	2
3 設立年月日	2
4 資本金及び資本準備金	2
5 株主	2
6 機構	3
7 社員数	4
8 役員	4
III 定款	5
IV 令和7年度事業報告	
1 事業実績の概要	14
2 投資の状況	18
3 損益計算書・貸借対照表	19
(参考) 損益明細書	21
V 令和8年度事業計画	
1 事業計画の概要	22
2 事業計画	25
3 予定損益計算書・予定貸借対照表	30
(参考) 予定損益明細書	32
VI 主要事業の推移(令和5年～令和7年)	
1 阪神港コンテナ個数	33
2 阪神港取扱貨物量	34
3 阪神港内航フェリー埠頭利用実績	35
(参考) 財務状況推移	36
(参考) 埠頭位置図	37

I 設立趣旨

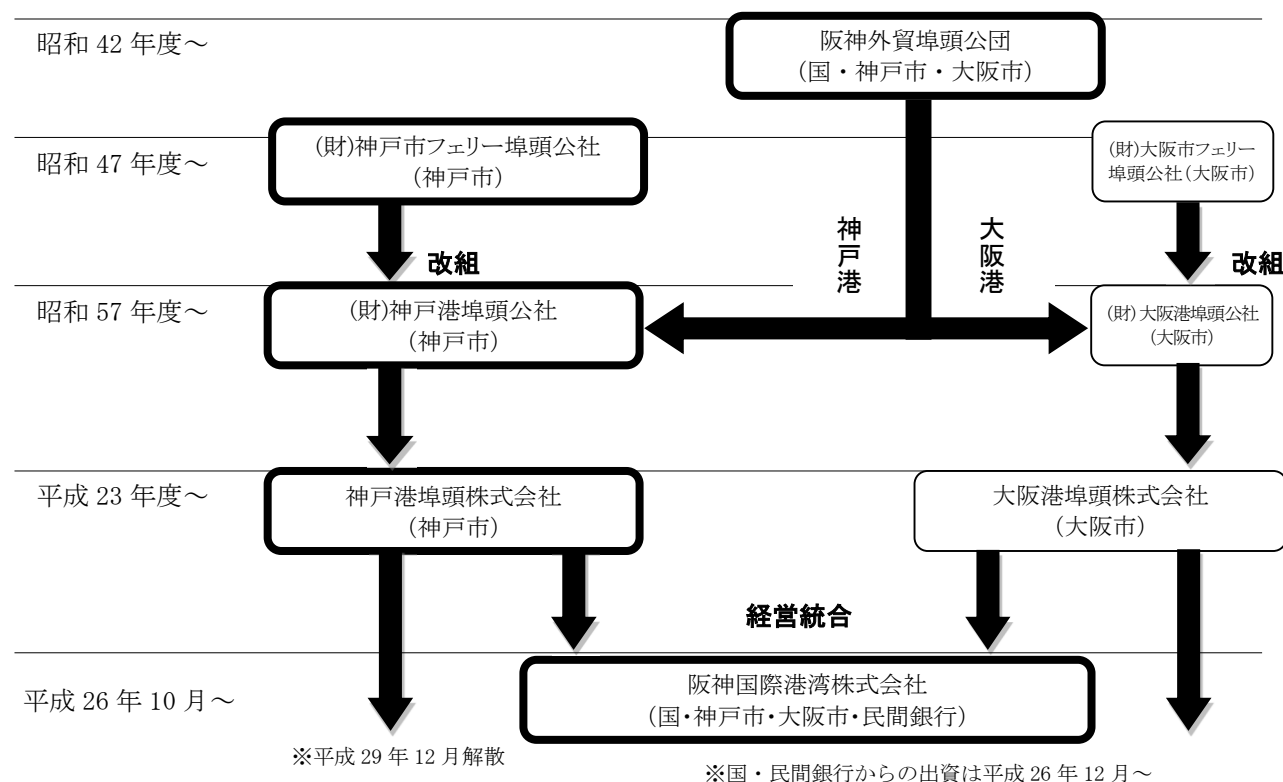
当社は、国の国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、阪神港の国際競争力の強化に向け、民の視点による効率的かつ一体的な港湾運営をさらに推進するために、平成 26 年 10 月 1 日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社として業務を開始した。

その後、同年 11 月に港湾法で定める本則の港湾運営会社の指定を受け、同年 12 月には国及び民間からの出資を受け入れ、日本初の「特定港湾運営会社」となった。

アジア諸港との港湾間競争の激化、さらにはメガキャリアによるコンテナ船の大型化や共同配船等による国際基幹航路の再編など取り巻く環境が急速に変化する中、阪神港が今後も日本のハブポートとしてその役割を最大限発揮していくことこそが、西日本経済の発展、ひいては国民生活の向上には不可欠である。

そのために、当社は、阪神港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の管理運営を通じて、阪神港の物流機能の強化に努めるとともに、国や港湾管理者、阪神港に関わる物流事業者の方々との連携のもと、取扱貨物量の増加に向けた取り組みを効果的に展開していく。

【沿革】



() 内は出資 (出捐) 者

Ⅱ 概 要

1 社 名

阪神国際港湾株式会社

(英文) Kobe-Osaka International Port Corporation

2 本社所在地

神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号 神戸国際会館 20 階

3 設立年月日

平成 26 年 10 月 1 日

4 資本金及び資本準備金

資本金 7 億 3,000 万円

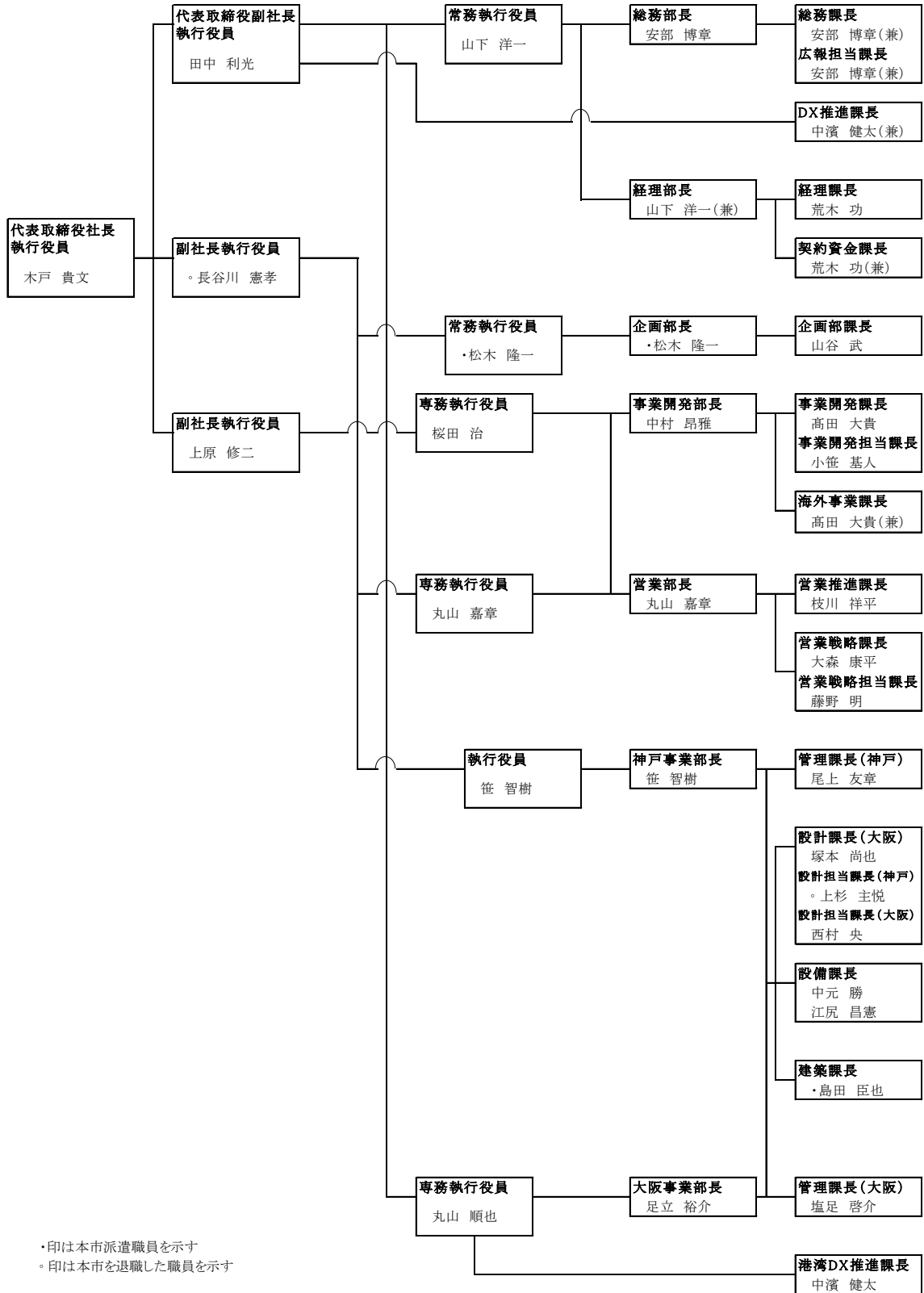
資本準備金 7 億 3,000 万円 (出資金総額 14 億 6,000 万円のうち、神戸市出資額
4 億 5,000 万円)

5 株 主

財務大臣	10,000 株
神戸市	9,000 株
大阪市	9,000 株
株式会社三井住友銀行	800 株
株式会社みずほ銀行	200 株
株式会社三菱 UFJ 銀行	200 株

6 機 構

阪神国際港湾株式会社 組織図(令和8年7月1日現在)



7 社員数

(令和8年7月1日現在)

部 名	課 名	執行役員	部 長	課 長	課長代理	係 長	係 員	合 計
総 務 部	総務課	1	1	0	1	2	4	9
	DX推進課		0	0	0	1	0	1
経 理 部	経理課		0	1	1	1	4	7
	契約資金課			0	0	1	2	3
企 画 部		1 (1)	0	1	1 (1)	1 (1)	3	7 (3)
事 業 開 発 部	事業開発課	1	1	2	2	1	2	9
	海外事業課			0	0	0	0	0
営 業 部	営業課	1	0	3	1	2	3	10
神 戸 事 業 部	管理課	1	0	1	1	4	3	10
	設計課			1	2	0	2	5
	設備課			1	3 (2)	1	3	8 (2)
	建築課			0	1	1	1	3
大 阪 事 業 部	管理課	1	1	1	1	2	3	9
	設計課		0	2	1	0	0	3
	設備課			1	1	3	1	6
	建築課			1 (1)	0	1	0	2 (1)
	港湾DX推進課		0	1	0	0	0	1
合 計		6 (1)	3	16 (1)	16 (3)	21 (1)	31	93 (6)

注1.()内は本市派遣職員数を内数で示す。

注2. 役員は含まない。

8 役 員

(令和8年7月1日現在)

役 職	氏 名	備 考
代表取締役社長	木戸 貴文	神戸市理事兼港湾局長 大阪港湾局長 日本郵船株式会社常務執行役員 一般社団法人日本港運協会理事長 株式会社大森廻漕店代表取締役会長 公益社団法人日本港湾協会理事長兼副会長
代表取締役副社長	田中 利光	
取締役副社長	長谷川 憲孝	
取締役専務	桜田 治	
取 締 役	山本 雄司	
取 締 役	高橋 寛	
取 締 役	阿曾 智孝	
取 締 役	黒田 晃敏	
取 締 役	須藤 明彦	
取 締 役	大脇 崇	
監 査 役	森脇 肇	
監 査 役	小林 潔司	

Ⅲ 定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、阪神国際港湾株式会社と称する。英文では **Kobe-Osaka International Port Corporation** と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当社は、本店を神戸市に置く。

(目的)

第3条 当社は、次の事業を営む。

1. 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
2. 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の円滑な利用を促進するために必要な施設の建設、賃貸及び管理運営
3. コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
4. 港湾施設の設計、施工、監理及び管理運営
5. 港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業の実施
6. 港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための調査・研究等
7. 海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査
8. 前各号の事業に附帯する事業
9. 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告する。

(株主割当てによる募集株式の発行)

第11条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式の譲渡承認手続き、株主名簿への記載又は記録、株主のなすべき届出その他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集することができる。

(株主総会の招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会の招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、会日の1週間前（書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前）までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ないで株主総会を開催することができる。

(株主総会の決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備

え置く。

(株主総会の決議の省略)

第19条 当社は、取締役又は株主が株主総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

2 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長を選定し、必要に応じて、会長その他の役付取締役を定めることができる。

3 社長は、当会社を代表する。

4 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第24条 社長は、当会社の業務を統轄し、他の取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順位に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役（以下「非業務執行取締役」という。）との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

第5章 取締役会

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第29条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第30条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることがで

きる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第32条 取締役会における議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第33条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、取締役会の定める取締役会規則による。

第6章 監査役

(監査役の員数)

第34条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第37条 監査役は、監査役の互選によって常勤監査役を定めることができる。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第7章 会計監査人

(会計監査人の員数)

第41条 当社の会計監査人は、2名以内とする。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役の同意を得て決定する。

第8章 計算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第47条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して、剰余金の配当を行うことができる。

- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第48条 配当金はその支払提供の日から満3年を超えても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の未払配当金には利息を付けない。

第9章 法令の準拠

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

附則

(設立の際に発行する株式の数)

第1条 当会社の設立時発行株式の数は18,000株、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(最初の事業年度)

第2条 当会社の最初の事業年度は、第46条の規定に関わらず、当会社成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人)

第3条 当会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

取締役	犬伏 泰夫
取締役	川端 芳文
取締役	寺本 良平
取締役	中村 光男
取締役(社外取締役)	徳平 隆之
取締役(社外取締役)	吉井 真
監査役(社外監査役)	黒田 勝彦
監査役(社外監査役)	森脇 肇
会計監査人	新日本有限責任監査法人

(設立時代表取締役)

第4条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役	犬伏 泰夫
設立時代表取締役	川端 芳文

上記定款は、大阪市住之江区南港北二丁目1番10号大阪港埠頭株式会社及び神戸市中央区
浜辺通五丁目1番14号 神戸港埠頭株式会社を共同新設分割して当会社を設立するにつき
作成したものであって、会社分割が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

IV 令和7年度事業報告

1 事業実績の概要

当社は、西日本の拠点港として、国民生活・経済活動に不可欠な物流を支える国際物流機能の確保に向け、港湾機能の強靱化とサービス水準の維持・向上を図ってきた。加えて、国及び両港湾管理者との協働体制のもと、集貨・創貨・競争力強化を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策の推進を通じ、阪神港の国際競争力強化に向けた取り組みを進めている。

昨今の中東情勢等の地政学的な不確実性が高まる中、サプライチェーンを過度に海外へ依存しない体制構築は、日本の経済安全保障の観点から重要な課題となっている。また、国際海上物流においては、東西基幹航路への大型船投入が一段と進み、12,000TEUを超える船型が汎用化する中、大水深バースの整備や荷役機械等の高度化による受入態勢の確保、寄港地選定に必要な貨物量の確保が一層求められている。

一方、令和7年度の経営状況については、投資及び維持修繕における資機材コスト並びに人件費の高騰等により費用が増加し、厳しい収支となった。

このため、今後も資機材コスト並びに人件費高騰の動向を注視しながら、各施設の適切な維持修繕に取り組むことを前提として、その優先順位を一層明確にするとともに、コスト抑制を踏まえた工法選択や維持修繕の計画的執行により、トータルコストの抑制に取り組んでいく。併せて、イベントリスクにも対応できるよう、中長期的な経営基盤の強化を進めていく。

(1) 国際コンテナ戦略港湾政策の推進

ア 集貨

集貨については、国際基幹航路の維持・拡大に加え、東南アジア等における外航航路の多頻度化を見据え、当社が重要なインフラとして位置付けている国際フィーダーネットワークの充実を図るため、港湾管理者と連携した集貨施策に引き続き取り組んだ。

荷主・物流事業者に対しては、サプライチェーンの安定化を目的として、集貨事業の活用による神戸港への利用転換を促進した。

取り組みの中核である国際フィーダーを活用した集貨に関しては、令和6年度から推進している「日本諸港利用促進事業」において、令和7年度に九州・四国・日本海側エリアの10港と新たに連携し、連携港湾数は計24港に拡大した。これにより、相互の港湾利用促進を通じた国際フィーダー航路網の維持・拡充に取り組んだ。さらに、地元港湾との連携強化を目的として、国際フィーダー船を活用したコンテナ取扱貨物量の更なる増加を図る「ブルーアライアンス港」提携に関する覚書を、熊本港、八代港、新潟港及び直江津港と締結した。また、神戸港を起点とする国際フィーダー航路においては、令和7年8月から新たに三池港を結ぶ航路が開設された。

これら一連の取り組みにより、神戸港への集貨ネットワークが強化されるとともに、輸

送ルートを選択肢が拡充され、サプライチェーンの安定化を求める国内荷主の利便性の向上に貢献した。

ポートセールス活動については、国内において、鹿児島県（令和 7 年 7 月）及び秋田県（同年 12 月）にて阪神港セミナーを開催し、荷主・物流事業者向けの集貨支援メニューの紹介に加え、同支援を活用した阪神港利用の具体事例の紹介を通じて、阪神港の取り組みを PR した。また、海外においては、主要外航船社の本社に対し、国及び横浜川崎国際港湾株式会社と連携したトップセールスを実施した。加えて、港湾管理者と連携した海外ポートセールスとして、マレーシアのクアラルンプールにおいて、神戸港セミナー（同年 11 月）を開催した。

これらの成果として、令和 8 年度には、外航コンテナ船社による阪神港への国際基幹航路の開設が決定した。

イ 創貨

創貨については、食の輸出促進を図るため、「“日本の食品” 輸出 EXP0」に出展するとともに、食の輸出商談会&勉強会を対面及びオンラインで開催した。

また、新たなコンテナ貨物創出に向けた取り組みとして、食輸出支援事業及びリーファー輸出混載サービスへの支援事業を実施した。

これらの取組を通じてサービスの定着を図り、食の輸出における利便性向上に寄与した。

ウ 競争力強化

競争力強化について、ハード面では、船舶大型化への対応や一体利用の促進によるターミナルの効率的な運用、外航・内航の接続性向上による積み替え機能の強化を目指し、ヤードや高規格ガントリークレーンの整備を進めるとともに、既存施設の計画的な更新を進めた。

P C 13～17 ターミナルにおいて、蔵置能力の増強及び施設の一体利用促進によるターミナルの利便性・生産性の向上を推進するため、コンテナターミナルの再編を進めており、令和 7 年度は遠隔操作 RTG(タイヤ式門型クレーン)に対応した荷さばき施設やリーファー施設等が完成したほか、令和 4 年度から高規格化を進めてきた P C 14 ターミナルのガントリークレーン 3 基も完成した。引き続き、令和 8 年 6 月末の全体完成に向け、着実に整備を進めていく。

また、R C 6 / 7 ターミナルにおいて、令和 3 年度から進めてきたリーファー施設の更新が令和 7 年度に完成するとともに、ガントリークレーン走行レールの改良を令和 7 年度から開始した。

一方、ソフト面では、コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やコンテナトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図り、コンテナ輸送の効率化及び生産性向上を目的とした CONPAS（新・港湾情報システム）の導入・普及を進めた。P C 18 コンテナターミナルにお

いては令和6年9月に、また、P C 15～17 ターミナルにおいては令和8年3月に常時運用を開始した。

さらに、港湾物流手続きをデジタル化し、業務効率化を図ることを目的とした、国の「サイバーポート進捗管理ワーキンググループ（港湾物流分野）」に参画し、今後の利用促進策及び機能改善等について議論を行った。

加えて、カーボンニュートラルポート（CNP）の実現に向け、国から荷役機械高度化実証事業を受託し、P C 15～17 ターミナルにおいて、RTG に水素エンジン発電機を換装し、水素を燃料とした荷役機械の現地稼働実証を実施するとともに、コンテナ内航船のE V 化に対応するため、電力供給体制確保に向けた整備を実施した。

また、阪神港のLNG バンカリング拠点形成の推進に向けて、当社も出資する大阪湾LNG シッピング株式会社が建造するLNG バンカリング船について、令和8年4月の運航開始に向け、利用促進及び普及啓発に向けた取り組みを進めた。その他、ヤード照明のLED 化も進めており、神戸港ではP C 13～17 ターミナルで整備が完了した。他ターミナルにおいても、順次整備を進めていく。

(2) フェリー埠頭の活性化

フェリー埠頭の活性化については、大阪・関西万博開催による交流人口の拡大を好機と捉え、九州・四国の就航地と阪神港を結ぶフェリー利用促進を通じた集客拡大を目的に、港湾管理者等と連携したプロモーションを実施した。

(3) 埠頭施設の運営管理

阪神港の一元的運営については、国・両港湾管理者・大阪港埠頭株式会社の施設を借り受け、効率的・機動的な運営を行うことにより、阪神港利用者のサービス向上に取り組んだ。

神戸港では、ポートアイランドにおいて、コンテナ埠頭11バース、ライナー埠頭15バース、六甲アイランドにおいて、コンテナ埠頭7バース、内航フェリー埠頭3バースの管理運営を行った。

大阪港では、咲洲において、コンテナ埠頭6バース、国際フェリー埠頭2バース、ライナー埠頭7バース、内航フェリー埠頭5バース及び大阪港総合流通センター等を、また夢洲において、C 12 ターミナルの延伸・拡張部を含め、コンテナ埠頭3バース及び付帯施設の管理運営を行った。

また、当社施設と埠頭会社等から借り受けた施設の維持修繕を一元的に実施することにより、トータルコストの削減を図るとともに、機動的に借受者の要望に対応した。

(4) 海外港湾の運営への参画

平成30年12月に議決権株式の2.5%を取得したカンボジア王国シハヌークビル港湾公

社(PAS)の第8回株主総会に参加し、現地でターミナルにおける施設の運営・運用について、意見交換を行った。

また、令和7年7～8月には、シハヌークビル港の維持管理への技術的な支援として、コンテナターミナルのオペレーター等にも協力を仰ぎ、PAS職員を対象にOJT研修や阪神港の現場見学等を行った。

さらに、令和8年3月には、PASの取締役会のメンバーの訪日に合わせ、意見交換及び現地視察を実施し、双方の知見を共有するとともに、両港の発展に向け、今後も友好関係を継続していくことを確認した。

(5) 人材育成と組織づくり

将来の当社を担う人材育成を目指し策定した、社員育成方針（キャリアプラン）に基づき、個々の社員のスキルアップや会社全体の底上げにつながる研修を実施したほか、長期的な社員育成の観点から継続して他組織への社員派遣を行った。

また、人事評価制度の取り組みをはじめ、外部委員も加えたコンプライアンス委員会の運営等、引き続き組織のガバナンス強化に努めた。

2 投資の状況

当事業年度の主な投資の状況は、下記のとおりである。

(単位:百万円、税込)

	地区名	内 容	実施額
貸付金事業	ポートアイランド	ヤード整備、荷役機械整備、照明設備	8,636
	六甲アイランド	電気設備、照明設備	
	咲洲	照明設備	
	夢洲	荷役機械、照明設備	
その他事業	ポートアイランド	電気設備、荷役機械改修 等	591
	六甲アイランド		
	咲洲		
	夢洲		
合 計			9,227

3 損益計算書・貸借対照表

(1) 損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、単位:円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	15,847,190,199	営業収益	17,034,171,834
業務管理費	9,089,064,210	埠頭営業収入	13,803,923,857
維持修繕費	3,789,501,742	営業雑収入	3,230,247,977
減価償却費	2,817,022,082		
租税公課	151,494,846	営業外収益	158,020,940
その他	107,319	受取利息	30,567,735
		有価証券利息	9,883,533
販売費及び一般管理費	1,826,565,547	受取配当金	43,683,961
		業務受託収入	17,147,000
営業外費用	67,227,390	その他	56,738,711
支払利息	58,343,036		
固定資産除却損	1,360,554		
その他	7,523,800		
合 計	17,740,983,136	合 計	17,192,192,774
		税引前当期純利益	△ 548,790,362
		法人税、住民税及び事業税	11,248,372
		法人税等調整額	△ 82,229,968
		当期純利益	△ 477,808,766
		前期繰越利益剰余金	7,295,275,547
		繰越利益剰余金	6,817,466,781

※神戸市からの収入

(1) 補助金・負担金・分担金	2,075,501千円
(2) 受託料	107,316千円

(2) 貸借対照表

(令和8年3月31日現在、単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	19,093,932,637	(負債の部)	48,802,707,968
現金及び預金	8,424,010,953	流動負債	6,795,341,878
営業未収金等	4,463,582,207	営業未払金	4,392,484,916
有価証券	3,000,000,000	1年内返済長期借入金	2,267,566,353
貯蔵品	381,365,868	リース債務	9,284,880
未収入金	935,287,696	未払金	2,963,791
前払費用	69,614,430	未払費用	10,268,878
未収法人税等	87,138,900	前受収益	27,302,308
未収消費税等	1,110,265,519	賞与引当金	56,662,597
その他	622,667,064	その他	28,808,155
固定資産	38,406,724,904	固定負債	42,007,366,090
有形固定資産	35,685,467,320	長期借入金	37,440,299,036
建物	10,186,215,164	リース債務	22,438,460
構築物	7,040,216,707	長期預り敷金保証金	4,377,769,952
機械及び装置	14,990,263,908	退職給付引当金	166,858,642
工具、器具及び備品	1,030,396,459	(純資産の部)	8,697,949,573
リース資産	36,505,372	株主資本	8,277,466,781
建設仮勘定	2,401,869,710	資本金	730,000,000
無形固定資産	122,944,394	資本剰余金	730,000,000
ソフトウェア	1,658,380	資本準備金	730,000,000
施設利用権	65,381,311	利益剰余金	6,817,466,781
無形固定資産仮勘定	55,904,703	その他利益剰余金	6,817,466,781
投資その他の資産	2,598,313,190	繰越利益剰余金	6,817,466,781
投資有価証券	1,491,835,595	評価・換算差額等	420,482,792
差入敷金保証金	854,837,657	その他有価証券評価差額金	420,482,792
長期前払費用	22,373,811		
繰延税金資産	229,266,127		
合 計	57,500,657,541	合 計	57,500,657,541

(参考) 損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位:円)

区 分	合 計	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他
営業収入	17,034,171,834	13,803,923,857	3,062,556,864	—	167,691,113
埠頭営業収入	13,803,923,857	13,803,923,857	—	—	—
営業雑収入	3,230,247,977	—	3,062,556,864	—	167,691,113
受取利息	30,567,735	—	—	—	30,567,735
有価証券利息	9,883,533	—	—	—	9,883,533
受取配当金	43,683,961	—	—	—	43,683,961
業務受託収入	17,147,000	—	17,147,000	—	—
その他	56,738,711	—	—	—	56,738,711
	17,192,192,774	13,803,923,857	3,079,703,864	—	308,565,053

(2) 支出内訳表

(単位:円)

区 分	合 計	内 訳			
		人件費	物件費	減価償却費	その他
営業支出	17,673,755,746	983,880,626	13,697,718,877	2,827,545,311	164,610,932
業務管理費	9,089,064,210	455,544,935	8,633,519,275	—	—
維持修繕費	3,789,501,742	—	3,789,501,742	—	—
減価償却費	2,817,022,082	—	—	2,817,022,082	—
租税公課	151,494,846	—	—	—	151,494,846
その他	107,319	—	107,319	—	—
販売費及び一般管理費	1,826,565,547	528,335,691	1,274,590,541	10,523,229	13,116,086
支払利息	58,343,036	—	—	—	58,343,036
固定資産除却損	1,360,554	—	—	—	1,360,554
その他	7,523,800	—	—	—	7,523,800
	17,740,983,136	983,880,626	13,697,718,877	2,827,545,311	231,838,322

以上により、営業収入として170億3,417万円、営業支出として176億7,375万円を計上した結果、収支差は△6億3,958万円となった。

V 令和8年度事業計画

1 事業計画の概要

近年、国際海上物流においては、基幹航路への大型船の投入が一段と進むなか、寄港地選定に必要な大水深バースの整備に加え、荷役機械等の高度化、貨物量確保が求められている。また、中東情勢等の地政学的な不確実性が高まる中、サプライチェーンを海外に依存しない体制構築は、日本における経済安全保障の観点からも重要な課題となっている。

このような環境下において、阪神港が基幹航路直航サービスを維持・拡大していくためには、国際コンテナ戦略港湾政策を確実に推進することが不可欠である。

阪神港の港湾運営会社である当社は、こうした外部環境の変化を的確に捉え、阪神港が「選ばれる港」であり続けるため、海運情勢や利用者ニーズを踏まえつつ、集貨・創貨・競争力強化を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策を着実に推進し、西日本のゲートウェイとして、国民生活や経済活動に必要不可欠である物流機能を安定的に確保していく。

阪神港の港勢維持及び拡大に向けては、国際フィーダーネットワークを阪神港の重要なインフラと位置づけ、西日本をはじめ国内港湾間ネットワークを強化するとともに、外航船社の動向やニーズを踏まえた実効性の高い集貨施策を進めていく。また、創貨施策として「食の輸出」を促進するとともに、新たな貨物創出に向け、複合ターミナル形成の検討を進めていく。

加えて、国際競争力の一層の向上を図るべく、コンテナターミナルの高規格化や機能強化に重点的に取り組むとともに、ターミナル運営の効率化を進めていく。

さらに、「CONPAS（新・港湾情報システム）」をはじめとするターミナルの生産性を向上させるDX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みや、「カーボンニュートラルポート（CNP）形成」に向けたGX（グリーントランスフォーメーション）の導入に取り組んでいく。

これらの施策を総合的に推進するとともに、阪神港の利便性向上、信頼性の向上、港勢拡大を実現するため、中期経営計画の施策にも真摯に取り組み、実効性ある経営を推進していく。

(1) 国際競争力の強化

ア 集貨施策の推進

「インフラ」としての国際フィーダーネットワークの更なる強化に向け、国及び阪神港の港湾管理者と連携し、内航船の輸送力維持や国際フィーダーを活用した新たな輸送需要への対応に支援を行うとともに、西日本をはじめ日本海側エリアを含む地元港の港湾管理者等との連携を一層強化していく。

また、国際基幹航路（欧州・北米・中南米・アフリカ・大洋州航路）や東南アジア航路などの多方面・多頻度の直航サービス誘致、並びに船舶大型化に伴い船社から求められる

貨物量の確保に対応するため、効果的な集貨に取り組んでいく。具体的には、国内外の集貨ネットワーク拡充と輸送ルートの多様化を通じて、国内地元港の貨物を阪神港へ集約するとともに、東南アジアからの広域集貨を図りつつ、データを活用したターゲット貨物の設定等を実施していく。

加えて、国内荷主への阪神港の利便性や優位性の理解や認知を高めるため、効果的な広報・メディア戦略を検討し、今後の阪神港の利用促進に繋げていく。

イ 創貨施策の推進

政府一体となって取り組んでいる農林水産物や食品の輸出拡大に向けた施策として、引き続きセミナーや商談会の実施等、国内サプライヤーと海外バイヤーとのマッチングを進め、新たな商流の創出を図るため、近畿圏にとどまらず、全国規模で新たなサプライヤー及び商品の発掘を行い、地域商社との連携強化を進めていく。

また、リーファーコンテナでの輸出機会創出に向け、リーファー輸出混載サービス支援事業や農水産品等食輸出促進事業を実施し、「食の輸出」促進に取り組んでいく。

貨物需要の創出に向けて、国・港湾管理者の方針を踏まえつつ、社会的要請や利用者のニーズを的確に捉えた六甲アイランドにおける複合ターミナル形成に向けた検討を進めていく。

ウ コンテナターミナルの高規格化及び効率化の推進

コンテナターミナルの更なる効率的かつ生産性の高い運用を目指し、ターミナルの一体利用等を推進させるとともに、高規格ガントリークレーンの整備やガントリークレーンの遠隔操作の実証事業等、ターミナル取扱能力の向上や機能強化に向け、海外の先進ターミナルの調査研究も参考にしながら、着実に取り組みを進めていく。

また、国や港湾管理者、各事業者等と連携し、CONPAS のサービス普及を進め、阪神港全体への早期展開と併せて、空コンテナの搬出入にかかる機能の導入や専用端末の機能に代わるアプリケーション提供等の検討を実施していく。

さらに、社内システムの最適化や生成 A I の活用等、D X 推進に向けた取り組みを拡大していく。

外航船社や海外のターミナルオペレーターが実施している脱炭素化に向けた取り組みを踏まえ、「選ばれ続ける港」となるため事業を推進していく。

具体的には、ヤード及びガントリークレーンの照明の LED 化を引き続き進めるとともに、国や港湾管理者、ターミナルオペレーターと連携し、CNP 認証の取得を促していく。

また、令和 8 年 4 月より、LNG バンカリング船就航に伴い、LNG バンカリング拠点形成事業を推進し、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を図っていく。

(2) フェリー埠頭の活性化

更なる旅客増加とフェリーに対する認知度向上を図るため、港湾管理者と連携してプロモーション事業の実施等に対して支援していく。

また、船舶大型化等に対応したターミナルの機能向上に引き続き取り組んでいく。

(3) 埠頭施設の管理運営

コンテナ、ライナー、フェリーの各埠頭施設において、施設更新及び維持補修を計画的に進め、安全かつ利便性の高い埠頭施設を提供するとともに、国や港湾管理者とともに、船舶大型化等のニーズに対応した施設の検討を行っていく。

(4) 経営基盤の強化

かねてよりコスト削減に取り組んでいるものの、昨今の建設資材・機材価格及び人件費の高騰、並びに老朽化施設の増加に伴い、今後も維持管理費の増大が見込まれ、経営に大きな影響を及ぼすことが予想される。これからの投資や維持補修にあたっては、より一層優先順位を明確にし、また長期的な収支を踏まえた事業実施や維持補修の計画的執行によるトータルコストの削減等に取り組むとともに、イベントリスクに対応できる内部留保の確保、経営基盤の強化に向けた取り組みを進めていく。

(5) 海外港湾の運営等

阪神港の港湾運営会社として培ってきた経験、技術、知見を活用し、カンボジア王国シハヌークビル港の運営に協力していく。特に、シハヌークビル港湾公社（PAS）との人的・技術的交流等を通じて、引き続き情報交換や知見の共有等を進めていく。

(6) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策について、国やステークホルダーとともに、情報共有対策の強化や有事の際の対応の検討を進めていく。

(7) 人材育成と組織づくり

これまで以上に社員個人の成長と組織力強化を図るため、社員育成方針（キャリアプラン）をより具体化した人材育成方針を策定し、短期、中長期的な観点から計画的かつ体系的な研修等を実施していく。

また、人事評価制度等必要な取り組みを継続して実施し、社内規程等についても全社員に浸透するよう繰り返し周知を行うなど、引き続きコンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化を図り、社員が働きやすい組織づくりを進めていく。

2 事業計画

(1) 管理運営計画

令和8年度のコンテナ埠頭、ライナー埠頭及びフェリー埠頭に係る管理運営計画は、下記のとおりである。

〈ポートアイランド コンテナ船埠頭〉

バース名	埠頭借受者	バース 総面積	岸壁 水深・延長
PC-13	(株)日新	136,055㎡	-15m 350m
PC-14	(株)商船三井、川崎汽船(株)、(株)住友倉庫 山九(株)、ニッケル・エンド・ライオンズ(株)	739,796㎡	-15m 350m
PC-15			-15m 350m
PC-16			-16m 350m
PC-17			-16m 350m
PC-17南	井本商運(株)、商船港運(株)	7,000㎡	-16m 100m
PC-18	(株)上組	356,387.43㎡	-16m 400m
PI-I			-15m 350m
PI-J			-12m 240m
PI-K			-12m 240m

〈六甲アイランド コンテナ船埠頭〉

バース名	埠頭借受者	バース 総面積	岸壁 水深・延長
RC-2	三井倉庫(株)	132,300㎡	-13m 350m
RC-4	三菱倉庫(株)	259,700㎡	-14m 700m
RC-5		129,850㎡	-14m 350m
RC-6	日本郵船(株)	151,600㎡	-16m 400m
RC-7		141,640㎡	-16m 400m
RS-B	(株)ユニエツクスNCT	42,703㎡	-13m 220m
RS-C		29,841㎡	-13m 130m

(注1) RC-4及びRC-5のバース総面積は暫定値であり、今後変更予定である。

〈ポートアイランド 一般外航貨物定期船埠頭〉

バース名	埠頭借受者	バース 総面積	岸壁 水深・延長
PL-1	(株) 上組	18,000㎡	-10m 200m
PL-2	日本通運(株)	18,000㎡	-10m 200m
PL-3	澁澤倉庫(株)	20,859㎡	-10m 200m
PL-4	(株) 上組	17,552㎡	-10m 200m
PL-5	(株) 辰巳商会	18,000㎡	-10m 200m
PL-6	(株) 住友倉庫	18,000㎡	-10m 200m
PL-7	(株) 大森廻漕店	18,000㎡	-10m 200m
PL-8	(株) 日新	18,200㎡	-10m 200m
PL-9	大洋運輸(株)	18,000㎡	-10m 200m
PL-10	(株) 神和	22,300㎡	-10m 200m
PL-11	(株) 日新	18,000㎡	-10m 200m
PL-12	ニッケル・エンド・ライオンズ(株)	18,000㎡	-10m 200m
PL-13	(株) 日新	18,000㎡	-10m 200m
PL-14	山九(株)	18,000㎡	-10m 200m
PL-15	トレーディア(株)	18,340㎡	-10m 200m

〈六甲アイランド フェリー埠頭〉

バース名	埠頭借受者	バース 総面積	岸壁 水深・延長
RF-1	(株)商船三井さんふらわあ	17,390㎡	-7.5m 193m
RF-2	阪九フェリー(株)	24,920㎡	-9.0m 266m
RF-3	四国開発フェリー(株)	22,690㎡	-8.5m 238m

〈夢洲・南港 コンテナ船埠頭〉

バース名	埠頭借受者	バース総一面積	岸壁水深・延長
C-1	(株)辰巳商会	104,152㎡	-13.5m 350m
C-2	(株)商船三井	105,044㎡	-13.5m 350m
C-3	(株)辰巳商会	104,610㎡	-13.5m 350m
C-4	(株)辰巳商会	119,999㎡	-13.5m 350m
C-8	川崎汽船(株) (株)上組	126,062㎡	-14m 350m
C-9	三菱倉庫(株) 三井倉庫港運(株)	129,959㎡	-13m 350m
C-10	夢洲コンテナターミナル(株)	165,800㎡	-15m 350m
C-11	エバーグリーンライン 夢洲コンテナターミナル(株)	175,000㎡	-15m 350m
C-12	夢洲コンテナターミナル(株)	253,115㎡	-16m 650m

〈南港 一般外航貨物定期船埠頭〉

バース名	埠頭借受者	バース総一面積	岸壁水深・延長
L-1	鴻池運輸(株) (株)住友倉庫	18,000㎡	-10m 200m
L-2	(株)日新	18,000㎡	-10m 200m
L-3	(株)上組	18,000㎡	-10m 200m
L-4※	(株)辰巳商会	—	-10m 250m
L-5	山九(株)	18,963㎡	-10m 200m
L-6	澁澤倉庫(株) 三菱倉庫(株)	18,501㎡	-10m 230m
L-7	日本通運(株) 藤原運輸(株) 日鉄物流大阪(株)	18,529㎡	-10m 230m

※岸壁のみ管理運営

<南港 国際フェリー埠頭>

バース名	埠頭借受者	バース 総面積	岸壁 水深・延長
KF-1	日中国際フェリー(株)、 (株)サンスターライン、(株)上組、 日本通運(株)	29,390㎡	-10m 225m
KF-2			-10m 225m

<南港 フェリー埠頭>

バース名	埠頭借受者	バース 総面積	岸壁 水深・延長
F-1	(株)名門大洋フェリー	68,663㎡	-7.5m 230m
F-2	—		—
F-3	四国開発フェリー(株)		-7.5m 250m
F-4	(株)名門大洋フェリー		-7.5m 250m
R-4	(株)商船三井さんふらわあ	76,868㎡	-10m～-12m 520m
R-5			

(2) 投資計画

令和8年度の主な投資の計画は、下記のとおりである。

(単位:百万円、税込)

	地区名	内 容	実施額
貸付金事業	ポートアイランド	ヤード整備 等	4,775
	六甲アイランド	ヤード整備、照明設備 等	
	咲洲	照明設備、保安対策設備 等	
	夢洲	照明設備、保安対策設備 等	
その他事業	ポートアイランド	電気設備 等	1,919
	六甲アイランド	ヤード整備 等	
	咲洲	照明設備、ヤード整備 等	
	夢洲	ヤード整備 等	
合 計			6,694

3 予定損益計算書・予定貸借対照表

(1) 予定損益計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、単位:千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	13,661,282	営業収益	16,032,825
業務管理費	7,858,122	埠頭営業収入	13,906,912
維持修繕費	2,157,783	営業雑収入	2,125,913
減価償却費	3,490,580		
租税公課	154,647	営業外収益	131,526
その他	150	受取利息	22,575
		有価証券利息	40,621
販売費及び一般管理費	2,095,368	受取配当金	43,683
		業務受託収入	21,439
営業外費用	100,643	その他	3,208
支払利息	100,643		
合 計	15,857,293	合 計	16,164,351
		税引前当期純利益	307,058
		法人税、住民税及び事業税	96,631
		当期純利益	210,427
		前期繰越利益剰余金	6,817,466
		繰越利益剰余金	7,027,893

※神戸市からの収入

(1) 補助金・負担金・分担金 3,031,169千円

(2) 受託料 1,271千円

(2) 予定貸借対照表

(令和9年3月31日現在、単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,899,229	(負債の部)	50,213,401
現金及び預金	8,747,883	流動負債	5,793,767
営業未収金等	2,352,894	営業未払金	3,265,439
有価証券	4,000,000	1年内返済長期借入金	2,393,041
貯蔵品	381,365	リース債務	9,284
未収入金	1,076,371	未払金	2,963
前払費用	69,614	未払費用	10,268
未収消費税等	648,436	前受収益	27,302
その他	622,666	賞与引当金	56,662
		その他	28,808
固定資産	41,222,547		
有形固定資産	38,508,954	固定負債	44,419,634
建物	9,977,969	長期借入金	39,822,257
構築物	10,035,732	リース債務	22,438
機械及び装置	14,165,809	長期預り敷金保証金	4,377,769
工具、器具及び備品	1,239,758	退職給付引当金	197,170
リース資産	36,506		
建設仮勘定	3,053,180	(純資産の部)	8,908,375
無形固定資産	115,282	株主資本	8,487,893
ソフトウェア	676	資本金	730,000
施設利用権	58,702	資本剰余金	730,000
無形固定資産仮勘定	55,904	資本準備金	730,000
投資その他の資産	2,598,311	利益剰余金	7,027,893
投資有価証券	1,491,835	その他利益剰余金	7,027,893
差入敷金保証金	854,837	繰越利益剰余金	7,027,893
長期前払費用	22,373	評価・換算差額等	420,482
繰延税金資産	229,266	その他有価証券評価差額金	420,482
合 計	59,121,776	合 計	59,121,776

(参考) 予定損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位:千円)

区 分	合 計	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他
営業収入	16,032,825	13,906,912	2,108,492	—	17,421
埠頭営業収入	13,906,912	13,906,912	—	—	—
営業雑収入	2,125,913	—	2,108,492	—	17,421
受取利息	22,575	—	—	—	22,575
有価証券利息	40,621	—	—	—	40,621
受取配当金	43,683	—	—	—	43,683
業務受託収入	21,439	—	21,439	—	—
その他	3,208	—	—	—	3,208
	16,164,351	13,906,912	2,129,931	—	127,508

(2) 支出内訳表

(単位:千円)

区 分	合 計	内 訳			
		人件費	物件費	減価償却費	その他
営業支出	15,756,650	1,013,058	11,064,940	3,501,274	177,378
業務管理費	7,858,122	457,540	7,400,582	—	—
維持修繕費	2,157,783	—	2,157,783	—	—
減価償却費	3,490,580	—	—	3,490,580	—
租税公課	154,647	—	—	—	154,647
その他	150	—	150	—	—
販売費及び一般管理費	2,095,368	555,518	1,506,425	10,694	22,731
支払利息	100,643	—	—	—	100,643
	15,857,293	1,013,058	11,064,940	3,501,274	278,021

以上により、営業収入として160億3,282万円、営業支出として157億5,665万円を計上した結果、収支差は2億7,617万円を見込んでいる。

VI 主要事業の推移（令和5年～令和7年）

1 阪神港コンテナ個数

（単位：千TEU）

			令和5年	令和6年	令和7年
神戸港	外国貿易	輸出	1,167	1,152	1,128
		輸入	1,024	981	948
		計	2,191	2,133	2,075
	内国貿易	移出	282	250	237
		移入	361	389	393
		計	644	639	630
	計		2,835	2,772	2,705
大阪港	外国貿易	輸出	919	914	976
		輸入	1,062	1,111	1,135
		計	1,981	2,025	2,111
	内国貿易	移出	172	210	217
		移入	85	81	85
		計	257	291	301
	計		2,238	2,316	2,413
阪神港 合計			5,073	5,088	5,118

（注1）単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

（注2）令和7年の数値は速報値である。

2 阪神港取扱貨物量

(単位:千トン)

			令和5年	令和6年	令和7年
神戸港	外国貿易	輸出	21,799	21,110	20,986
		輸入	28,529	28,947	27,922
		計	50,329	50,057	48,908
	内国貿易	移出	17,615	17,893	17,990
		移入	24,114	25,028	24,685
		計	41,729	42,921	42,675
	計		92,058	92,979	91,583
大阪港	外国貿易	輸出	8,340	8,575	8,371
		輸入	25,139	26,175	26,443
		計	33,479	34,751	34,814
	内国貿易	移出	21,098	22,656	23,414
		移入	27,921	28,193	28,425
		計	49,019	50,849	51,840
	計		82,498	85,599	86,653
阪神港 合計			174,556	178,578	178,236

(注1) 単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

(注2) 令和7年の数値は速報値である。

※内国貿易のうち、フェリー貨物分

(単位:千トン)

			令和5年	令和6年	令和7年
神戸港	内国貿易 (フェリー貨物)	移出	11,015	12,000	12,401
		移入	14,623	15,396	15,639
		計	25,638	27,326	28,039
大阪港	内国貿易 (フェリー貨物)	移出	6,590	6,757	7,070
		移入	9,743	9,805	9,895
		計	16,333	16,562	16,965
阪神港 合計			41,971	43,888	45,004

(注1) 単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

(注2) 令和7年の数値は速報値である。

3 阪神港内航フェリー埠頭利用実績

		令和5年	令和6年	令和7年
神戸港	入港隻数(隻)	2,682	2,681	2,635
大阪港	入港隻数(隻)	1,798	1,783	1,773
阪神港合計		4,480	4,464	4,408
		令和5年	令和6年	令和7年
神戸港	旅 客(人)	594,883	832,000	939,000
大阪港	旅 客(人)	1,029,350	1,103,733	1,228,815
阪神港合計		1,624,233	1,935,733	2,167,815
		令和5年	令和6年	令和7年
神戸港	車 両(台)	330,456	363,888	379,044
大阪港	車 両(台)	390,972	403,676	集計中
阪神港合計		721,428	767,564	—

(注1) 令和7年の数値は速報値である。

(参考) 財務状況推移

(単位：千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	R6→R7増減
損益計算書 (P/L)	営業利益	1,088,010	725,144	△ 639,583	△ 1,364,727
	営業収益	18,653,702	17,694,684	17,034,171	△ 660,513
	営業費用	15,411,851	14,836,171	15,847,190	1,011,019
	うち人件費	1,001,700	1,047,908	983,880	△ 64,028
	うち減価償却費	2,026,047	2,426,028	2,827,545	401,517
	販売費及び一般管理費	2,153,840	2,133,368	1,826,565	△ 306,803
	営業外利益	32,007	63,768	90,793	27,025
	営業外収益	76,378	120,947	158,020	37,073
	営業外費用	44,370	57,179	67,227	10,048
	うち支払利息	36,990	39,447	58,343	18,896
	経常利益	1,120,018	788,913	△ 548,790	△ 1,337,703
	特別利益	0	1,619	0	△ 1,619
	特別利益	817,272	47,495	0	△ 47,495
	特別損失	817,272	45,876	0	△ 45,876
	法人税等	338,625	235,181	△ 70,981	△ 306,162
	当期純利益	781,393	555,351	△ 477,808	△ 1,033,159
貸借対照表 (B/S)	前期繰越利益剰余金	5,809,832	6,739,924	7,295,275	555,351
	繰越利益剰余金	6,591,225	7,295,275	6,817,466	△ 477,809
	資産合計	50,874,883	53,994,006	57,500,657	3,506,651
	流動資産	21,921,257	19,782,805	19,093,932	△ 688,873
	固定資産	28,953,625	34,211,201	38,406,724	4,195,523
	うち建物	4,980,332	7,497,894	10,186,215	2,688,321
	負債合計	42,485,349	44,932,761	48,802,707	3,869,946
	流動負債	10,440,423	9,362,972	6,795,341	△ 2,567,631
	うち短期借入金	1,808,832	2,111,111	2,267,566	156,455
	固定負債	32,044,925	35,569,788	42,007,366	6,437,578
	うち長期借入金	27,522,977	31,071,865	37,440,299	6,368,434
	純資産合計	8,389,534	9,061,245	8,697,949	△ 363,296
	株主資本	8,051,225	8,755,275	8,277,466	△ 477,809
	資本金	730,000	730,000	730,000	0
	資本剰余金	730,000	730,000	730,000	0
	利益剰余金	6,591,225	7,295,275	6,817,466	△ 477,809
	評価換算差額等	338,308	305,969	420,482	114,513

※ 表示単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、合計と一致しない場合がある。

(参考) 埠頭位置図

